

武田地区くかくだより

令和5年度第1号

令和5年6月 都市整備部区画整理一課発行

TEL029-273-0111内線6514

【令和5年度事業計画について】

本年度につきましても、通学路の早期確保や排水不良の改善を図るために、都市計画道路の「武田本町線」の整備を優先して進めるとともに、その進捗状況に合わせた区画道路の整備や関連する家屋移転等を進めていく計画です。

本年度の事業概要の詳細につきましては、裏面に記載しましたので、ご覧下さい。

引き続き市の財政状況が厳しい中で、今後も必要な予算の確保を図り、武田土地区画整理事業の早期完了に向けまして、事業の早期執行に努めてまいりますので、皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

【令和5年度事業概要】

○令和5年度予算額

532,441千円（繰越分含む）

- ・特別会計 523,441千円
- ・一般会計 9,000千円

令和5年度の主な施工内容（繰越分含む）

道路舗装工事 1路線 122m
道路改良工事 11路線 797m
家屋等移転補償 18件

【事業の進捗状況】

区分	全体事業量	R4年度末実績
都市計画道路	3,040.0m	2,114.6m
		69.6%
区画道路	11,430.0m	7,843.6m
		68.6%
家屋移転	408戸	354戸
		86.8%
平均進捗率		75.0%
保留地処分	215区画	131区画
	30,926.80㎡	24,091.80㎡

【区画整理地区内にお持ちの土地について】

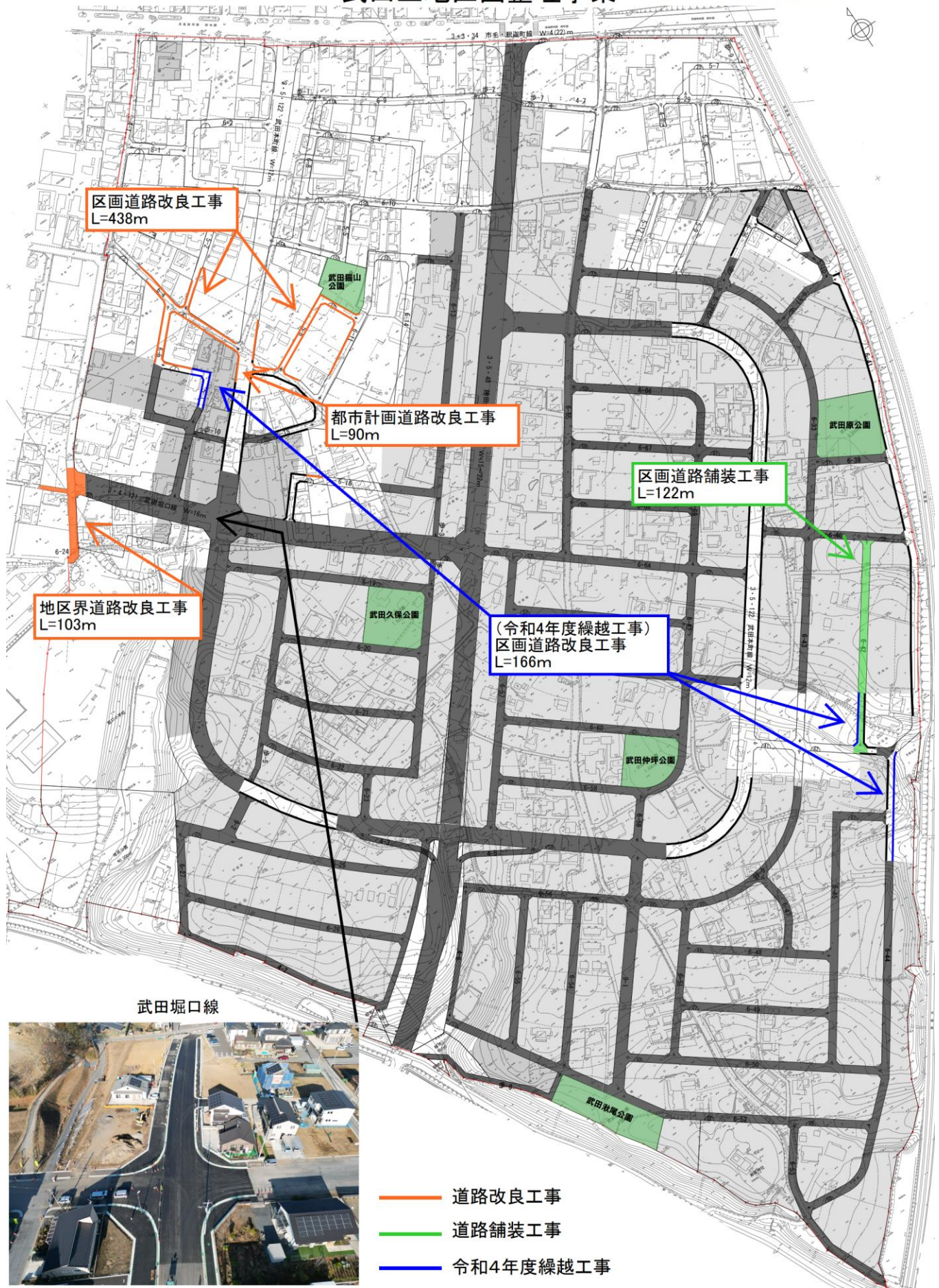
市では、区画整理地区内の土地の地番や所有者に関する情報について、事業当初の登記情報を基に作成した「所有者台帳」で管理しております。この台帳は市独自に作成しているため、法務局で登記内容の変更手続を行っても、所有者台帳は自動的に変更されません。

売買及び相続等による所有者の変更登記など、登記内容に変更が生じた際は、お手数ではございますが、市に所有者台帳の変更手続を行っていただきますようお願いいたします。

また、保留地は区画整理事業で新たに生み出した土地であり、事業が完了するまでは施行者（市）が権利を保全することになります。そのため、保留地の所有者を変更する場合等の保留地に関する各種変更手続は全て市で行うこととなります。

ご不明な点などがありましたら、区画整理一課までお問い合わせください。

武田土地区画整理事業 令和5年度施工予定箇所図



区画道路改良工事
L=438m

都市計画道路改良工事
L=90m

区画道路舗装工事
L=122m

地区界道路改良工事
L=103m

(令和4年度繰越工事)
区画道路改良工事
L=166m

武田堀口線



- 道路改良工事
- 道路舗装工事
- 令和4年度繰越工事